

NET119 緊急通報システムご利用案内

筑紫野太宰府消防組合消防本部では聴覚や発話の障がいにより音声による119番通報が困難な方のために、「NET119 緊急通報システム」（以下、「当サービス」という）を提供いたします。当サービスの利用を希望される方は以下の利用案内及び「NET119 緊急通報システムご登録規約」（以下、「登録規約」という）をご確認いただき、承諾のうえお申込みください。

記

サービス概要	音声通報が困難な方が、携帯電話やスマートフォン（以下、「携帯端末」という）のWeb（インターネット）機能を通して、簡単な画面操作で119番通報を行うことができる無料の行政サービスです。 （通信料が別途必要です。）
利用対象者	筑紫野太宰府消防組合消防本部管轄地域に居住または通勤・通学し、以下にあてはまる人が対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚や発話に障がいがある。 ※ 障がい者手帳をお持ちでない人も登録できます。 ・音声の聞き取りが難しい。 ・音声での119番通報が困難である。 ※ 管轄地域以外に居住の方は、居住地を管轄する消防本部での登録をお願いします。
管轄地域	筑紫野市及び太宰府市 <ul style="list-style-type: none"> ※ 筑紫野太宰府消防組合消防本部が管轄する地域
申請・登録方法	電子申請：登録希望者がご自身の携帯端末から申請・登録作業を行う方法 窓口申請：申請書に必要事項を記入し、所定の窓口に提出し登録を行う方法 ※ くわしくは消防本部ホームページをご覧ください。
お問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ・筑紫野太宰府消防本部指令課 筑紫野市針摺西1丁目1番1号 FAX：092-922-5121 TEL：092-922-5164 ・筑紫野市役所生活福祉課 筑紫野市石崎1丁目1番1号 FAX：092-923-5230 TEL：092-923-1111 ・太宰府市役所福祉課 太宰府市観世音寺1丁目1番1号 FAX：092-925-0294 TEL：092-921-2121

※サービスのご利用条件は登録規約のとおり